高校2~3年生

## 【就学支援金】申請/不申請の手続のお願い(2024年7月分)

就学支援金は、全ご家庭を対象に、在学中計4回の手続があります(1年次4月、各年次7月)。 【重要】今回の手続では、ご家庭により、次の①書類手続、②Web手続に分かれます。 ①書類手続の対象者・・・昨年7月申請が採択された方 ②Web手続の対象者・・・昨年7月申請で不採択を受けた方(もともと不申請の方を含む) ②の該当者は一律Web手続に切り替わります。静岡県下の私立高等学校で一斉変更となります。 本校で①②の対象者を把握しているため、下記太枠内の内容や封筒内の資料については、 配付時点で対象のもの(②)を入れています。万が一誤りがある場合はご連絡ください。 太枠内をご確認のうえ、世帯状況に応じた申請/不申請の手続をお願いします。 制度については裏面をご一読のうえ、事務室支援金係にお問い合わせください。 □2024年7月3日(水)まで/期日厳守 不申請者も手続あり 7/4(木)以降、事務室がとりまとめを開始します。手続未完了の場合は7/17(水)を最終期日としますが、 これを超えた場合は事情を問わず、7月分の支給ができない可能性があると、県から注意喚起されています。 手続期日 公的支援制度の利用には、期日厳守にご協力ください。 手続後に内容訂正や不足書類の追加をお願いする場合も、原則7/17(水)を最終期日とします。 該当者にはBLEND(メール)、または担任・生徒を通じて依頼しますので、ご対応ください。 ロスマートフォン等から手続専用サイト(e-Shien)にログイン・入力 |封筒内の「ログインD通知書」(個別のもの。在学中は保管をお願いします)を使用し、保護者の方が 手続方法 就学支援金の手続専用サイト(e-Shien)にログインして、申請/不申請の手続をお願いします。 下記説明文と配布資料(両方とも必ずお読みください)に沿って、操作を進めてください。 操作に困ったら、資料終盤のQRコードから文科省HPに移り、e-Shienの操作説明動画も参照してください。 □申請者全員 この用紙が配付されている方は、今回申請する場合「初回申請」に該当し、一律Web手続に切り替わります。 e-Shienにログインして[新規申請]の項目から意向登録を選択。確認事項の画面で口にレ点を入れ、 「高等学校等就学支援金の支給を受けたいので、受給資格の認定を申請し、収入状況を提出いたします。」を選択。 画面に沿って意向登録を完了し、続けて生徒情報、保護者情報、収入状況を入力する。(次の2点に注意) 1. 保護者情報入力画面において、ひとり親家庭でない場合は、必ず保護者2名分の情報を入力すること。 (保護者の一方が収入・課税なしでも、世帯としての保護者2名分の情報入力、個人番号入力が必要です) 2. 同画面で、マイナンバーカード読み取りによる課税情報等の取得は行わず、個人番号を直接入力すること。 (配布資料の申請手順の項目を参照。カード読み取り時にエラーが発生しやすく、エラー回避が目的です) 以下は該当者のみ、追加対応・提出するもの(必ずお読みください) 申請者 □海外赴任者・国外在住者 ※2024年1月1日現在で該当する者。以前提出済みでも、再提出が必要です。 ・海外赴任者は勤務先より「海外赴任証明書」を入手し、生徒を通じて提出する。 ・国外在住者(外国人保護者で、母国で仕事をしている等)は、2024年1月1日時点で国外にいることが わかる公的書類(該当者のパスポートの出国歴が分かるページの写し等)を提出する。 口不開示希望者 DV・虐待等の被害を受けて避難している場合において、現在の住所・居所の特定を避けるため、 マイナンバーを利用した情報照会の不開示を希望する場合は、事務室に個別にご連絡ください。 □その他 税未申告により判定不能となった者は、後日「2024年度の課税証明書」(当該年度の税申告をした上で)。 この他、国(静岡県)の判定結果により追加書類等が発生する場合は、個別に連絡いたします。 □不申請者全員 e-Shienにログインして、[新規申請]の項目から意向登録を選択。確認事項の画面で口にレ点を入れ、 不申請者 「所得制限基準に該当する、またはほかの理由により、受給資格認定申請書を提出しません。」を選択。 画面の案内に沿って意向登録を完了し、以上で手続完了となります。 国の規定上、全ご家庭の意向を手続の度に確認するため、お手数ですがご対応をお願いします。

## 2024年度 国と県の授業料支援制度

# ◎ 保護者等の税の申告がなされていない場合、基準額の判定ができず、公的支援制度が受けられませんので、ご注意ください。 ◎ ①国の就学支援金制度、②静岡県の授業料減免制度による支援額は、申請したご家庭に代わって学校が受け取り、 授業料に充てるものです。各学校が設定する授業料(本校は41,500円/月)を上限として、最大3年間支給されます。

<ul> <li>②授業料減免の支援上限額 → 本校の授業料(41,500円/月)迄</li> <li>①就学支援金の支援上限額 → 全国平均授業料を勘案した水準</li> </ul>		8,500円/月	①         国の就学支援金による支援額           ②         県の授業料減免による支援額				
			4,800円/月				
		33,000円/月	33,000円/月	33,000円/月	23,100円/月 23,100円/月 世帯にも拡充範囲が適用		
						6,600円/月	7
図表参考:静岡県私学協会					9,900円/月	9,900円/月	9,900円/月
※1 世帯年収の目安		0~ 270万円	270~ 350万円	350~ 590万円	590~ 700万円	700~ 850万円	850~ 910万円
<sup>※3</sup> 実際の 判定方法		保護者等※2の「(市町村民税の課税標準額×6%)一 市町村民税の調整控除の額」により判定します。					
	算定式	※政令市にお住まいの場合は、「(市町村民税の課税標準額×6%)ー(市町村民税の調整控除の額×3/4)」となります。 ※生徒が早生まれであり、扶養控除の適用が他の同学年の生徒よりも1年遅くなる場合(主に高校2年生)は、「((市町村民税の課税標準額-330,000円)×6%)ー市町村民税の調整控除の額」となります。					
	基準額	 0円~ 100円未満	 100円~  48,300円未満	48,300円~ 203,100円未満			

※1 両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている場合の目安年収例です。 実際には世帯の課税情報で判定されるため、目安年収は参考情報であり、支給可否の基準ではありません。

- ※2 保護者等とは、原則「親権者(父及び母)」(ひとり親世帯の場合は、父又は母)になります。 実質的な監護関係にある者ではありません。
- ※3 実際の判定では、国(静岡県)が保護者のマイナンバーから世帯の課税情報を確認し、自動的に判定します。 ご自身で確認したい場合は、各市町の税務担当課で課税証明書を取得し、算定式にあてはめてください。 (本校では支給可否を判断いたしませんので、ご了承ください。支給対象か迷う場合は、申請をお勧めします)

### 各支援制度の流れ

#### ①国の就学支援金制度

入学時に1年生保護者に配布した内容です。 2・3年生の方は、参考程度にご覧ください。

- ・<u>全ご家庭に、申請/不申請の手続を在学中計4回お願いします。</u>1年次は4月と7月、2年次以降は7月のみです。 1回目:<u>4月オンライン手続</u>→学校とりまとめ・国(静岡県)が判定→<u>認定・返金9月頃</u>
- 2回目:7月オンライン手続→学校とりまとめ・国(静岡県)が判定→認定・返金11月頃→返金翌月から授業料と相殺 ・認定されるまでは通常の授業料を毎月納めていただき、1回目の認定後は4月~6月分の支援額が返金されます。 2回目の認定後は7月~翌年6月分のうち、7月~認定月分を返金、認定翌月~翌年6月分を授業料と相殺します。 処理状況により、認定・返金時期はやや前後します。なお、2年次以降は、この2回目と同じ流れです。
- ・支給対象のご家庭は、毎回必ず申請してください。最新の課税情報に応じて支給区分が毎回判定されます。 所得制限により支給対象外のご家庭も、恐れ入りますが国の規定上、不申請の手続を毎回お願いします。 支給対象か迷う場合は申請してください。申請しないと判定を受けられず、本校は支給可否を判断いたしません。 また、特待生S・A・Bのご家庭も、世帯状況に則した申請/不申請の手続をお願いします。

#### ②静岡県の授業料減免制度

・①就学支援金が認定されたご家庭に対して、静岡県の予算から、さらに上乗せして授業料を支援する制度です。 ②の手続は、原則必要ありません。①の結果に連動して、静岡県が支給対象・支給区分を自動的に判定します。 ・支援額は次の2期に分けて算定され、年度末に年間合計額が一括支給されます(支給後に受領書の提出あり)。

4月~3月分支援額=[4月~6月分(①の4月支給区分に連動)]+[7月~3月分(①の7月支給区分に連動)]

- ・(県外保護者のみ)②を利用する場合は、他県同制度を利用しない旨の誓約書を提出してもらいます(併用不可)。 他県同制度を優先することも可能で、その場合は管轄部署をお調べになり、保護者各自で手続を進めてください。 ③高校生等奨学給付金制度
- ・上記2種類とは別に、非課税世帯及び生活保護世帯を対象として、授業料以外の教育費が支援される制度です。
   支援額は世帯により年額約5~15万円で、毎年夏頃、保護者が居住する県に各自で手続を行う必要があります。
   ・対象世帯の方は、Webで「高校生等奨学給付金」と検索になり、居住する県の管轄部署や期日をご確認ください。
   学校主導の手続ではないこと、手続の負担が比較的多いことに注意して、保護者各自で手続を進めてください。
   なお、静岡県の手続情報は本校にも届くため、県内家庭にご案内できます。希望者は事務室にお問合せください。

これから就学支援金を申請する方々へ



# 高等学校等就学支援金の手続には オンライン申請が便利です!



6 提出

確認事項をチェックし、「提出」ボタンを押すと、申請完了です。 審査完了後は、支給可否を示す通知書が届きます。 ※メールアドレスを登録した場合は、お知らせのメールも送信されます。

#### 申請手順(5.収入状況の登録) 保護者等の収入状況は、次のいずれかの方法で登録します。 マイナンバーカードを持っている場合 保護者等のマイナンバーカードを読み取り、マイナポータルから課税情報等を取得します。 マイナンバー情報を提出する必要はありません。 ---- マイナポータル 保護者等情報 (2人日) 存满者等情報 (2人目) 姓く漢字 文化 名<実存> 大部 機種等不具合による読み取りエラーを回避するため、 課稅所得經(課稅標準經 マイナンバーカードを持っていても、静岡県の 未許社員和課題認識調 私立高校では、全ご家庭この方法を取らないこと。 1,890,000 所成影響《道内風景段》 所國劃闢《南歐村民和公

255

スマートフォン又は

ICカードリードライタで

読み取ります

都道府県で課税情報等を確認するため、保護者等の個人番号を入力します。世帯の保護者全員分を必ず入力

の方法で申請します。

128.775.

OK ##>##

都道府県 保護者等情報 (2人日) 個人番号を入力する 立利 名<漢字> 1 申請先の都道府県等で使用するため個人番号を入力しま LERICHTINGER (LERI **a**. 1.237,000円 個人番号カードを所有していない場合は、こちらを選択 21,890,000 してください。 個人番号 必须 提出後、都道府県担当者が 45,000円 マイナンバーで課税情報等を確認し、 5-18-81-101A-06 123456789012 本人該当区分 登録します

# III I、IIのいずれも難しい場合

市町村民和均等割額

個人都号カード事前チ エック ご供給を取得

ボタンを押下します

全員、

起病者经验等

本人該当任分

Π

書面で、保護者等の課税証明書又はマイナンバーカードの写し等を学校に提出します。





市町村田税均等割額

ロード事机 う

課税情報等が自動で転記され、

そのまま提出します

配偶者拉许等

本人該当区分

45,000円

己信報を取得